



(広島銀行)



(広島県・今治市雇用労働相談センター)

平成 29 年 7 月 18 日

株式会社 広島銀行  
広島県・今治市雇用労働相談センター

## 株式会社広島銀行と広島県・今治市雇用労働相談センターの連携による テレビ会議システムを活用した相談会共催について

株式会社 広島銀行（頭取 池田 晃治）と有限責任監査法人 トーマツ<sup>(※1)</sup>（包括代表 観 恒平）では、「業務連携・協力に関する覚書」を締結しました。

本業務連携の一環として、**広島銀行のテレビ会議システムを活用した「広島県・今治市雇用労働相談センター」と連携した無料の相談会を共催**しますので、下記のとおりお知らせします。

なお、地域金融機関のテレビ会議システムを活用した「**雇用労働相談センター**」<sup>(※2)</sup>による相談会の開催は**全国で初めての取組み**です。

※1 有限責任監査法人 トーマツ…厚生労働省と内閣府が国家戦略特別区域法に基づき設置した「雇用労働相談センター」の広島県・今治市国家戦略特別区域における受託者。

※2 雇用労働相談センター…新規開業直後の企業や事業拡大に伴い雇用創出を目指す企業及びその労働者の雇用・労務管理に関する相談を、弁護士や社会保険労務士などの専門家が無料で対応する公的な支援機関（広島県・今治市国家戦略特別区域では平成 28 年 10 月に設置）。

### 記

#### 1. 「業務連携・協力に関する覚書」の目的について

広島銀行では、これまでテレビ会議システムを活用して「広島県よろず支援拠点」による相談会を共催するなど、地域金融機関のネットワークを最大限に発揮し、お客さまの経営課題に応じた最適な解決策の提案に努めてまいりました。この度の連携により取組みをさらに強化し、地域の中小企業や小規模事業者に対する経営支援を通じて地域経済の活性化を目指すものです。

#### 2. 「広島県・今治市雇用労働相談センター」と連携した相談会の共催について

##### (1) 概要

テレビ会議システムを活用することで、広島市内から遠方のお客さまでもお近くの広島銀行の店舗において、「広島県・今治市雇用労働相談センター」の弁護士や社会保険労務士などの専門家に、雇用・労務管理に関するお悩みをお気軽にご相談いただけます。

その際には広島銀行の行員も相談会に同席し、さまざまな経営課題の解決に向けた融資やコンサルティングのご相談にお応えしてまいります。

##### (2) 開催日

平成 29 年 7 月 27 日（木）

・今後、継続的に毎月開催予定

以上

本件に関するお問い合わせ先	
株式会社 広島銀行 法人企画部 事業性評価推進室 副部長 房安 徹也 担当課長 実森 智弘 TEL (082) 504-7183 (直通)	広島県・今治市雇用労働相談センター  センター長 家元 清文 事務責任者 清老 伸一郎 TEL (082) 221-8880 (直通)

# 雇う人、働く人、双方納得の雇用ルールをつくりましょう 弁護士・社労士が無料でアドバイスします!!

相談は無料! 気軽にお問合せください!

## こんなお悩みありませんか? どなたでもご利用できます。

様々な相談に対応します。

わからないことも含めて、まずは気軽になんでもご相談ください。



就業規則って必要なの? どうやって作ればいいの?

忙しくて相談に行けないので会社に来てほしい

うちの会社は知らないうちに労働基準法等に違反していないだろうか?

ベンチャー企業で働きたいけど、自分の権利って守られているの?

労務管理って何をすればいいの?

海外から日本に企業進出したいけど、日本の雇用ルールが分からない。

人を雇いたいけど社会保険の手続きはどうすればいいの?

労務トラブルを事前に防ぐにはどうすればいいの?



step

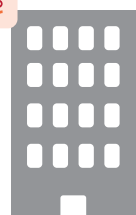
**1** まずは、「HIELCCの窓口」か「電話」で相談  
経験豊富な相談員(弁護士・社労士)が、一般的な労働関係法令などに係る相談に対応

step

**2** 「弁護士」「社労士」が具体的にアドバイス  
雇用精通した弁護士等が、センターや相談者のオフィスで個別に相談対応

電話での相談も可能!  
会社や自宅にいながら相談できるよ。

雇用契約・就業規則の作成に関するアドバイス。  
企業さままで訪問も可能です。



このほか、広島銀行の店舗において、テレビ会議システムを活用して、広島県・今治市雇用労働相談センターの弁護士や社会保険労務士に無料で相談できます。

電話番号

フリーダイヤルですので、お気軽にお電話を!

# 0120-540-690

営業時間

月曜~金曜 9:00~18:00

休み

土日、国民の祝日、年末年始

HIROSHIMA + IMABARI  
Employment Labor Consultation Center  
**HIELCC**

国家戦略特区 広島県・今治市雇用労働相談センター



〒730-0011 広島市中区基町5-44広島商工会議所ビル5F

真っ先にご相談いただける「ファースト・コール・バンク」を目指します。

広島銀行



## 相談申込書

相談方法 (希望に○)	広島県・今治市雇用労働相談センター		〈ひろぎん〉テレビ会議システム
	窓口相談 (広島市中区)	訪問相談	

希望日時 (記入)	① 月 日 時	② 月 日 時	③ 月 日 時
-----------	---------	---------	---------

(注) 広島県・今治市雇用労働相談センターの訪問相談は、事前に相談員が電話により相談内容を確認のうえ、訪問させていただきます。  
(ひろぎん) テレビ会議システムによる相談は弊行の行員も同席させていただきますので、予めご了承のうえ本申込書を広島銀行の窓口にご提出ください。

相談 申 込 者	会社名	(フリガナ)					
	所在地	〒 -					
	TEL				連絡可能な時間帯		
	FAX				E-mail		
	ご担当者	役職又は 所属部署			氏名	(フリガナ)	
業種・事業内容							
会社規模	資本金	万円	売上高	万円	従業員数	名	

紹介者		
広島銀行	支店	(担当者: )

### 雇用及び労働に関するご相談内容

以下の具体的事例に当てはまる項目がありましたらチェック欄に○をご記入ください。

チェック	具体的事例	チェック	具体的事例
	就業規則の作成及び更新		新規採用その他人材の確保、労働条件の設定
	労働時間の管理・残業代の支払いルール		高齢者・外国人の雇用に関する留意事項
	社会保険の手続き	その他 ( )	
	職場環境の改善・ハラスメント対策		

### 重要事項説明

- 相談におけるアドバイスに際しては、相談申込者から必要な個人情報および企業情報をお聞きすることがあります。
- 本申込書のほかアドバイスに必要な個人および企業情報は、(株)広島銀行及び広島県・今治市雇用労働相談センターにおいて共有しますので予めご了承ください。なお、個人や企業情報については、法令等で定める場合や同意がある場合を除き、第三者には開示・提示・委託はいたしません。
- アドバイスにより、相談申込者に損害が生じて、(株)広島銀行及び広島県・今治市雇用労働相談センターの関係者は一切責任を負わないものとします。

銀行使用欄